

仕 様 書（中央病院及び沼宮内地域診療センター）

- 1 県立中央病院及び県立中央病院附属沼宮内地域診療センター（以下、当院及びセンターという。）が定める別紙1「酸素濃縮装置指示書」（以下「指示書」という。）を契約業者に提出することにより、医療用酸素濃縮装置（据置型及び携帯型酸素濃縮装置をいう。）、医療用携帯酸素ポンベ及び呼吸同調機（以下「機器一式」という。）の賃貸借が開始されるものとする。
- 2 設置箇所は指示書に記載された場所とする。
- 3 搬入設置は指示書に記載された期日に確実に行うものとし、使用者には契約業者が責任をもって、運転、取扱方法、緊急時の連絡先等の説明及び指導を充分に行うものとする。
- 4 定期点検は機器一式の引き渡し完了後、原則として6ヵ月ごとに行うものとする。また、定期点検とは別に使用状況確認のため原則年2回以上患者宅を訪問すること。
- 5 定期点検、保守及び臨時の保守点検もしくは故障等に伴う措置を行う場合は、事前に当院及び使用者の了解を得て行うものとし、履行後はその都度速やかに当院及びセンターに別紙2の内容を網羅した「酸素供給装置設置・保守点検作業報告書」を提出するものとする。
- 6 サービスマン等を装置及びポンベの点検等のため立ち入らせる場合は、必ず身分を明らかにできる証明書等を携行させるものとし、風紀、安全、衛生等に充分配慮するものとする。
- 7 緊急時に対応できるように、夜間、祝祭日にかかわらず常時サービスマンのオンコール体制を整えておくものとする。
- 8 機器一式の使用の中止は、当院及びセンターが定める指示書の交付により中止するものとし、指示書の交付がない場合の回収はできないものとする。
なお、回収を終了した場合は、速やかに当院及びセンターへ報告するものとする。
- 9 ポンベは高圧ガス保安法に掲げるものであるため、医療用酸素の充填及び容器耐圧検査等は、有資格者をもってこれに携わらせるものとする。
- 10 使用するポンベは、携帯用のものであるため容量が小さく、使用時間が短いので、常時予備のポンベを確保すること。
- 11 賃借料には、機器一式の使用に必要な酸素カニューレ、チューブ等の消耗品及び装置、移動、回収、保管、修理、保守点検等一切の費用を含むものとし、ポンベについては、酸素の詰替えを行うものとする。
- 12 故障、停電、天災等不測の事態に備え、緊急用酸素ポンベを用意しておくものとし、その設置等にかかる費用も当該賃借料に含むものとする。
- 13 契約単価を新規患者様分として取扱う期間は、貸付けを開始した月から当該年度末までの期間とする。
- 14 本仕様書に記載のない事項については、当院及びセンターの指示により実施するものとする。